

改正案	現行
<p>1 計画策定の目的及び背景                      本県では、県内に生息するニホンザルによる農作物被害の軽減及び生活被害・人身被害の根絶による人との共存を目指すとともに、長期的な観点から地域個体群の健全な維持を図ることを目的として、平成19年7月に特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）を、平成24年3月には第2期特定鳥獣（ニホンザル）保護管理計画を策定し、保護管理事業を実施してきた。                      平成27年5月に鳥獣の保護及び<u>管理並びに</u>狩猟の適正化に関する法律の<u>施行に伴い</u>、これまでの保護のための管理から積極的な管理（鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ又はその生息範囲を縮小させること）に向けて、計画体系の見直しが行われ、<u>新たに第二種特定鳥獣（ニホンザル）管理計画を策定し、平成29年4月1日からは第2期山梨県第二種特定鳥獣（ニホンザル）管理計画（以下「第2期計画」という。）を策定し、個体数調整、被害防除対策、生息環境整備等を実施してきた。</u>  <u>第2期計画が令和3年度末に満了となるが、農業被害、生活被害及び人身被害は、継続して発生していることから、第3期第二種特定鳥獣（ニホンザル）管理計画（以下「本計画」という。）を策定し、引き続き、個体数調整、被害防除対策、生息環境整備等を実施する。</u></p> <p>2 管理すべき鳥獣の種類                      ニホンザル <u>(Macaca fuscata)</u>（以下「サル」という。）</p> <p>3 計画の期間                      上位計画である第13次鳥獣保護管理事業計画と同一期間とし、次のとおりとする。  <u>令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）</u>  <u>なお、特定計画の有効期間内であっても、サルの生息状況や社会的状況に大きな変動が生じた場合は、必要に応じて特定計画の改定等を行う。</u></p> <p>4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域                      県内27市町村のうち、サルの生息が確認されている次の22市町村  <u>甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、西桂町、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村及び丹波山村（以下「管理区域」という。）</u>                      （P24 参考資料1：被害防止計画・管理区域等対象一覧）</p> <p>5 第二種特定鳥獣の管理の目標                      (1) 現状                      ア 生息環境 略</p> <p style="text-align: center;">図1 山梨県の地形概要 略</p>	<p>1 計画策定の目的及び背景                      本県では、県内に生息するニホンザルによる農作物被害の軽減及び生活被害・人身被害の根絶による人との共存を目指すとともに、長期的な観点から地域個体群の健全な維持を図ることを目的として、平成19年7月に特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）を、平成24年3月には第2期特定鳥獣（ニホンザル）保護管理計画を策定し、保護管理事業を実施してきた。                      平成26年5月に鳥獣保護及び_____ 狩猟の適正化に関する法律の<u>一部が改正され</u>、これまでの保護のための管理から積極的な管理（鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ又はその生息範囲を縮小させること）に向けて、計画体系の見直しが行われ、<u>これに併せて、新たに第二種特定鳥獣（ニホンザル）管理計画を策定した。</u>  <u>同計画が平成28年度末に満了となるが、ニホンザルの生息状況、農林業被害状況等を鑑み、ニホンザルの適正な管理を行うため、第2期第2種特定鳥獣管理計画を策定し、引き続き、個体数調整、被害防除対策、生息環境整備等を実施するものとする。</u></p> <p>2 管理すべき鳥獣の種類                      ニホンザル _____（以下「サル」という。）</p> <p>3 計画の期間                      上位計画である第12次鳥獣保護管理事業計画と同一期間とし、次のとおりとする。  <u>平成29年4月1日～平成34年3月31日（5年間）</u></p> <p>4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域                      県内27市町村のうち、サルの生息が確認されている21市町村                      _____富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、西桂町、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、<u>丹波山村</u>（以下「管理区域」という。）                      （P19 参考資料1「被害防止計画・管理区域_____一覧」）</p> <p>5 第二種特定鳥獣の管理の目標                      (1) 現状                      ア 生息環境 略</p> <p style="text-align: center;">図1 山梨県の地形概要 略</p>

イ 生息状況

(ア) 個体群の現状

令和2年度末時点で、県内では農業被害、生活被害を発生させている群れ(以下「加害群」という。)が、68群確認されている。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

このほか、県内には、把握できていない加害群、加害群ではない群、群れに属さないオスのハナレザルが生息している。

(P25 参考資料2「群れごとの生息状況一覧」)

(イ) 生息域

県内では、\_\_\_\_\_  
4つの地域個体群が確認されており、それぞれ南アルプス地域個体群、茅ヶ岳地域個体群、秩父地域個体群、三ツ峠地域個体群と呼ばれている。

図2 地域個体群の分布 略

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

イ 生息状況

(ア) 推定生息数

各市町村に対し、\_\_\_\_\_  
農業被害、生活被害を発生させている群れ(以下「加害群」という。)について調査した結果、以下のとおりとなった。(平成28年度調査時点)

・把握している加害群 63群  
うち、群れの頭数を把握できている加害群 48群 約3,000頭  
うち、群れの頭数を把握できていない加害群 15群

このほか、県内には、把握できていない加害群、加害群ではない群、群れに属さないオスのハナレザルが生息している。

(P20 参考資料2「群れ別」生息状況一覧)

(イ) 生息域

県内に主な生息域のあるサルの生息状況について、4つの地域個体群が確認されており、それぞれ南アルプス地域個体群、茅ヶ岳地域個体群、秩父地域個体群、三ツ峠地域個体群と呼ばれている。加害群63群の分布については、次のとおり。

図2 個体群の分布 略

ウ 被害状況等及び被害防除対策状況

(ア) 被害等の状況

(a) 農作物被害の状況

農業者等から市町村に報告のあった農作物被害は、被害面積、被害量、被害金額とも、サルの管理捕獲を開始した平成19年度からほぼ横ばいの状況にあり、平成27年度は、被害金額60百万円、被害面積40ha、被害量323tとなった。

(P24 参考資料3：農作物被害の推移)

(自家消費用に栽培する作物は調査対象外)

図3 ニホンザルによる農作物被害状況

一方、サルによる継続的な被害による耕作意欲の低下も一因となり耕作放棄地が増加している可能性がある。

表1 耕作放棄地面積の推移 (削除)

(b) 生活環境被害・人身被害

サルによる騒音、人家侵入などの生活被害や人に対する威嚇行為などの人身被害について、年度ごとの被害件数の増減はあるものの、一定の被害が継続し

	<p><u>て発生しており、生活にあたる影響は大きい。</u>  <u>(P23 参考資料4：生活環境被害・人身被害の推移)</u></p> <p><u>(イ) 被害防除対策等の状況</u>  <u>追い払い、警報装置の設置等の被害防除対策、生息環境整備、生息状況調査、地域人材の育成等の被害防除対策を行った。</u>  <u>(P23 参考資料5：被害防除対策状況一覧)</u></p> <p><u>(a) 被害防除対策</u></p> <p><u>①追い払い等</u>  <u>住民、農業者、市町村、猟友会、NPO団体等による追い払いが実施された。</u>  <u>モンキードックを用いた追い払いを実施している地域もある。</u>  <u>また、生息状況調査や接近警戒システムを導入し、効果的に追い払いを実施している地域もある。</u></p> <p><u>②警報装置</u>  <u>サルの群れに電波発信機を装着し、受信機により把握した群れの位置、移動方向等を電子メール等により住民に情報提供する取り組みを一部の市で始めている。</u></p> <p><u>③防護柵の設置</u>  <u>簡易柵及び電気柵を平成27年度までに累計で3,835ha設置した。</u></p> <p><u>(b) 生息環境整備</u></p> <p><u>①環境整備</u>  <u>農地及び人家周辺等における誘引要因の除去、農地周辺の雑木、藪、雑草等の刈り払いを行っている。</u>  <u>農地及び人家から離れた場所を中心に、現存する広葉樹林の保全・整備、針葉樹林の針広混交林への誘導など、サルの生息が可能で多様な自然植生の維持・回復に資する森林の保全・整備を推進している。</u>  <u>また、農地に接する山林などの間に緩衝地帯を設置し、サルが農地侵入しにくくなる環境を作っている。</u>  <u>また、集落環境診断を実施している。</u></p> <p><u>②普及啓発</u>  <u>各市町村において、集落環境診断の結果 周知やサルの生息状況など地域の実情に応じた講習会の開催やパンフレットの活用等により、住民等に対しサルに関する基本的知識の啓発、住民自らが取り組める対策の普及啓発に努めている。</u></p> <p><u>(c) 生息状況調査</u>  <u>群れの生息状況等を把握するため、各市町村が主体となり、アンケート、聞</u></p>
--	---

き取り、出沒カレンダー、直接観察法、テレメトリー等の方法で調査を行っている。

テレメトリー調査では、最近では、GPSを利用した発信器も使われており、位置情報を利用して接近情報警報に活用し、その後の追い払い等に活用している例もある。

(d) 地域人材の育成

鳥獣害対策は、集落の実績に応じた対策を講じていくことが重要であるため、集落ぐるみの対策の中心となる鳥獣害防止対策集落リーダー育成研修会を開催し、集落リーダーの確保・育成を図っている。

平成25年度からは高い専門知識を有する鳥獣被害対策専門員3名を委嘱し、技術指導員への助言や地域ぐるみの活動への支援を行っている。

また、集落リーダーの活動を支援する鳥獣害防止技術指導員の資質向上研修会を開催している。

エ 捕獲等の状況

(ア) 目的別捕獲数

平成18年度までは有害捕獲での捕獲であったが、平成19年度に特定鳥獣保護管理計画を策定し、その翌年の平成20年度以降は、市町村の管理捕獲体制が整ったことから、管理捕獲が大部分を占めている。

平成23年度以降、年間千頭前後の捕獲数で推移しており、平成27年度では、有害捕獲が52頭、管理捕獲が925頭となっている。

(P26 参考資料6：捕獲数の推移)

図4 有害捕獲・管理捕獲別捕獲数 略

(イ) 管理捕獲の実施場所

管理捕獲の実施場所について、平成23年度と平成27年度のメッシュ別捕獲場所により比較した(図5、6)。

その結果、秩父個体群エリアにおいて、新たに市町村が管理捕獲の取り組みを開始したメッシュが数カ所あった。また、南アルプス個体群が生息する峡南エリアで、もともと一定数の捕獲があったメッシュにおいて管理捕獲頭数の増加が見られた。これは、有害捕獲と生息域の拡大や被害の拡大等に伴い、有害捕獲から管理捕獲による計画的な捕獲に移行した結果と思われる。

(P27 参考資料7：市町村別捕獲数の推移)

図5 捕獲メッシュの分布(平成23年度)

図6 捕獲メッシュの分布(令和2年度)

ウ 被害防除対策の実施状況

(ア) 被害状況

本県における鳥獣による農林産物被害額は、平成21年度に過去最高の約694百万円だったが、近年は被害防除対策等の実施により平成21年度の約半分まで抑えられている。令和2年度の鳥獣別農林産物被害額では、ニホンジカが約38%、サルが約12%、イノシシが約10%を占めている。

図3 山梨県の鳥獣別農林産物被害額の推移 略

(イ) 被害防除対策の実施状況

a 生息状況調査

群れの生息状況等を把握するため、市町村が主体となり、アンケート、聞き取り、出没カレンダー、直接観察法、テレメトリー等の方法で調査を行った。

b 追い払い等

住民、農業者、市町村、猟友会、NPO団体等による追い払いが実施された。また、生息状況調査の結果やサルの群れの位置情報を活用し、効果的に追い払いを実施した。地域によっては、電波発信器を活用し、住民や農業者等がサルの接近を予測し、追い払いや農作物の収穫日の変更等により、被害の未然防止を図った。

c 防護柵の設置

簡易柵及び電気柵を令和2年度までに累計で4,761ha設置した。

(※ 平成22年度までは累積面積、平成23年度以降は増設面積を記載。)

表1 防護柵の設置状況の推移 略

d 集落環境管理

農地周辺の雑木、藪、雑草等の刈り払いを行い、緩衝地帯を設置し、サルが農地侵入しにくくなる集落環境管理を実施した。

また、集落の住民が、集落内の状況を共同で点検し、把握することにより、情報を共有し、組織的な対策を進められるよう集落環境診断を実施し、集落環境診断の結果を基に放置果樹の撤去等集落内のエサ資源量を低減させるための対策を実施した。

e 普及啓発

市町村は、集落環境診断の結果の周知、サルの生息状況等地域の実情に応じた講習会の開催やパンフレットの活用等により、サルに関する基本的な知識及び住民自らが取り組める対策の普及啓発に努めた。

f 地域人材の育成

鳥獣害対策は、集落の実情に応じた対策を講じていくことが重要であるため、集落ぐるみの対策の中心となる集落リーダーの確保・育成を図る鳥獣害防止対策集落リーダー育成研修会を開催した。

平成25年度からは、高い専門知識を有する鳥獣被害対策専門員3名を委嘱し、鳥獣害防止技術指導員への助言や地域ぐるみの活動への支援を行った。

また、集落リーダーの活動を支援する鳥獣害防止技術指導員の資質向上研修会を開催した。

(P28 参考資料3：被害防除対策状況一覧)

エ 生息環境整備の実施状況

サルを耕作地や集落に近づかせないようにするための集落環境の整備としてウ(イ) dで前述した集落環境管理を実施した。

また、奥山でサルの個体群の存続を将来的に保障していくため、農地及び人家から離れた場所を中心に、現存する広葉樹林の保全・整備、針葉樹林の針広混交林への誘導等、サルの生息が可能で多様な自然植生の維持・回復に資する森林の保全・整備を平成27年から令和2年度までに38,240ha実施した。

表2 森林整備面積の推移 略

オ 捕獲等の実施状況

(ア) 目的別捕獲数

平成18年度までは有害捕獲のみの捕獲であったが、平成19年度に特定鳥獣保護管理計画を策定し、その翌年の平成20年度以降は、市町村の管理捕獲体制が整ったことから、管理捕獲が捕獲の大部分を占めている。

平成23年度以降は、年間1,000頭前後の捕獲数で推移しており、令和2年度の捕獲数は、有害捕獲が95頭、管理捕獲が966頭となった。

(P33 参考資料4：捕獲数の推移)

図4 有害捕獲・管理捕獲別捕獲数の推移 略

(イ) 捕獲方法

管理捕獲では銃器、くくりわな及びはこわなによる捕獲方法が多い。近年では大型囲いわなを設置する市町村が増えてきたことから、大型囲いわなによる捕獲も増えている。

図5 ニホンザルの捕獲方法の推移 略

(ウ) 管理捕獲の実施場所

管理捕獲の実施場所について、平成27年度と令和2年度のメッシュ別捕獲場所により比較した(図6、7)。

三ヶ峠地域個体群が生息するエリアで、捕獲圧を高めた結果、目撃及び管理捕獲頭数の減少が見られた。また、南アルプス地域個体群については、引き続き管理捕獲の頭数が多くなっており、今後は更に地域個体群の規模、加害レベルや地域の対策状況を踏まえた、加害群ごとの対策の検討が必要である。

(P34 参考資料5：市町村別捕獲数の推移)

図6 捕獲メッシュの分布(平成27年度) 略

図7 捕獲メッシュの分布(令和2年度) 略

(エ) 捕獲の担い手に関する状況

捕獲の担い手である県内の狩猟免許所持者は、減少傾向にあり、高齢化も進んでいる。

特に、第一種銃猟免許については、平成21年の銃砲刀剣類所持等取締法改正により、猟銃所持に係る規制が厳格化されたことから、狩猟免許所持者数は減少しており、今後、銃器を用いた個体数調整を継続することが困難になることが予想される。

一方、わな猟免許所持者は増加傾向にあることから、わな猟を活用・促進させるほか、新たな担い手の育成が必要となっている。

令和2年度末時点の狩猟免許所持者は、3,706名でありその内訳は次のとおりである。

- ・第一種銃猟 1,929名      ・第二種銃猟 35名
- ・わな 1,663名      ・網 79名

また、年齢別(令和2年度末)では、60才以上の狩猟免許所持者が全体の約58%と最も多くなっている。

(※ 平成19年度に法改正があり網・わな免許が網免許、わな免許にかわったため免許交付件数が増加している。)

図8 年齢別狩猟免許交付状況の推移 略

(2) 被害防除対策、生息環境整備及び個体数調整による成果及び問題点

これまで行ってきた市町村ごとの被害防除対策、生息環境整備及び個体数調整の成果及び問題点については、次のとおりである。

(P36 参考資料6：市町村別これまでの成果及び問題点一覧)

ア 被害防除対策

生息状況調査については、生息状況の把握及び位置情報の把握により、効果的に追い払いや捕獲を実施するなど被害防除対策に有効活用できた。一方で、多くの市

(2) これまでの被害防除対策及び捕獲による成果及び問題点

これまで行ってきた被害防除対策及び捕獲実施に対し、各市町村が考える成果及び問題点について、確認を行った。

(P27 参考資料8：市町村別これまでの成果及び問題点一覧)

ア 被害防除対策

町村ではテレメトリー調査や直接観察法による群れの個体数調査を実施しておらず、群れの行動圏や加害群の個体数を把握できていないことが課題である。

追い払いについては、生息状況調査や、サルの群れの位置情報の提供により、住民や猟友会と連携した効果的な追い払いを実施することができ、群れの行動圏が変化し農地や住宅地への出没頻度が低下する等の被害軽減が図られた地域がある。一方で、担い手への負担集中、高齢化が進んでおり、今後の担い手の確保が課題である。

集落環境管理については、放置果樹の除去等を十分に実施している地域では、被害が減少している。一方で、放置果樹の撤去等への取り組みが十分ではない地域もあり、当該地域については住民に対する取り組みへの理解浸透が課題である。

防護柵の設置については、サルの移動経路が遮断され、農地に近付かなくなる等の被害防除効果が認められた。また、防護柵の設置が進むにつれ、防護柵の設置に関する相談が増え、自己防衛を進んで行う意識が醸成された。一方で、防護柵の管理が不十分な状況となっており本来の機能を発揮していない地域もあり、当該地域については、防護柵の維持管理組織の整備が課題である。

#### イ 生息環境整備

現存する広葉樹林の保全・整備、針葉樹林針広混交林への誘導を実施している地域では、サルの出没が減少した。一方で、群れの行動圏が変化し別の地域に出没する等、生息状況調査を踏まえた広葉樹林の保全・整備や針葉樹林針広混交林への誘導が課題である。

#### ウ 個体数調整

個体数調整の捕獲の実施により、被害や出没報告が減少した地域がある。一方で、捕獲の担い手である猟友会員の高齢化が進んでおり、今後の担い手の確保が課題である。

### (3) 特定計画の評価と改善

第2期計画に記載した管理の目標について、次のとおり評価した。

#### ア 農作物被害の軽減及び生活被害の根絶

##### (ア) 農作物被害の状況

農業者等から市町村に報告のあった農作物被害は、被害面積、被害量及び被害金額は、地域ぐるみの被害防止対策や防護柵の整備が進み近年減少傾向にある。

追い払いについて、生息状況調査や、接近警戒システムの導入により、住民や猟友会と連携した効果的な追い払いを実施することができ、群れの行動圏が変化し農地や住宅地への出没頻度が低下するなど被害軽減が図られた地域がある。しかし、問題点として担い手への負担集中や、人手不足及び高齢化などの問題や、追い払い自体が根本的な解決につながらないと考えている市町村もある。

警報装置の設置により、タイムリーに追い払いや捕獲ができ、効率的に被害の減少が図られている。

防護柵の設置により、移動経路が遮断され農地に近づかなくなるなど被害防除効果が認められた。また、設置が進むにつれ、柵設置の相談が増え、自己防衛を進んで行う意識が醸成されている。

#### イ 個体数調整

捕獲の実施により、被害や出没報告が減少した。一方で、捕獲を行っても被害が減少しないと感じている地域もある。また、多くの市町村で、担い手である猟友会員の高齢化等による今後の担い手不足が懸案となっている。

#### ウ 生息環境整備

周知等により、住民意識の変化が見られ、放置果樹の除去等をしっかり実施している地域では、被害が減少している。一方で、周知を行っても、住民の取り組みが伴わない地域もあり、住民への取り組み浸透が課題の地域もある。

#### エ 生息状況調査

生息状況の把握及び現在地情報の把握により、効果的に追い払いや捕獲が実施することができた。



一方で、対策によりサル<sup>ニホンザル</sup>の行動圏が変化し、これまでサル<sup>ニホンザル</sup>の出没のなかった地域に出没する事例もあり、広域での追い払い体制の整備が必要である。

令和2年度の農業被害は、被害金額44百万円、被害面積28ha、被害量248tとなった。

(P42 参考資料7：農作物被害の推移)

(自家消費用に栽培する作物は調査対象外)

図9 ニホンザルによる農作物被害状況 略

(イ) 生活環境被害・人身被害

サルによる騒音、人家侵入等の生活環境被害や人に対する威嚇行為等の人身被害については、追い払いや加害個体の捕獲等の対策を行っているが、依然として発生していることから、防護柵の設置や追い払い等の防除対策と併せた捕獲を進める必要がある。

表3 生活環境被害・人身被害の推移 略

イ 地域個体群の健全な維持

後述する群れの加害レベルについては、加害レベル3の群れが増加した。平成23年度以降は、年間1,000頭前後の個体の捕獲を行っているが群れの加害レベルが増加していることから、現状の対策だけでは加害レベルの低減にはつながっていない。加害群の個体数を把握するとともに加害群の生息状況、被害状況、地域特性に応じて、効果的な被害防除対策を行い、サルと人間との共存及び地域個体群の健全な維持を図る必要がある。

図10 群れの加害レベルの推移 略

図11 群れのサイズの推移 略

(4) 管理の目標

県内においては、依然として農作物被害、生活環境被害等が発生していることから、引き続き「ニホンザルによる農作物被害の軽減及び生活被害・人身被害の根絶による人との共存を目指すとともに、長期的な観点から地域個体群の健全な維持を図る」という視点に立ち、本計画では次の2点を管理目標とする。

- ①農作物被害の軽減及び生活被害の根絶
- ②地域個体群の健全な維持

(5) 目標を達成するための施策の基本的な考え方

管理目標を達成するため、次の基本的方針に従い施策を実施する。

(3) 管理の目標

県内においては、依然として農作物被害、生活被害等が発生していることから、引き続き「ニホンザルによる農作物被害の軽減及び生活被害・人身被害の根絶による人との共存を目指すとともに、長期的な観点から地域個体群の健全な維持を図る」という視点に立ち、本計画では次の2点を管理目標とする。

- ①農作物被害の軽減及び生活被害の根絶
- ②地域個体群の健全な維持

(4) 目標を達成するための施策の基本的考え方

管理目標を達成するため、以下の基本的方針に従い施策を実施するものとする。



「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編・平成27年度）」  
より引用

表5 加害レベル 略

「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編・平成27年度）」  
より引用

表6 加害レベルに応じた被害対策 略

加害レベル別の群れ状況イメージ 略

(ウ) 被害防除の取り組みを基本

適切な被害防除対策は地域個体群の維持だけでなく、被害の発生や加害レベルの上昇の抑制に資するものであることから、対策は被害防除の取り組みを基本とする。個体数調整をする場合は、群れの状況等に十分注意をしながら実施する。

図12 個体群管理を実践するための概念図 略

「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編・平成27年度）」  
より引用

ウ 計画的な管理の実施

ア、イの考え方を踏まえ、群れごとの生息状況、被害状況等を考慮の上、管理の目標である「農作物被害の軽減及び生活被害の根絶」「地域個体群の健全な維持」を達成するため、群れごとの状況に応じた中長期的な目標を設定する。

(P43 参考資料8：群れごとの中長期的な目標設定例)

また、中長期的な目標を踏まえ、本計画の期間内において、短期的な目標を設定する。さらに、本計画期間中に、年度ごとの対策実施の効果を検証し、必要に応じて次年度以降の対策実施に反映するフィードバック管理（PDCA サイクル）を行う。

(ウ) 被害防除対策、個体数調整、生息環境整備等を組み合わせての実施 略

サルの管理は群れの生息状況、被害状況、地域特性等に応じて、生息地域ごとに、被害防除対策、個体数調整、生息環境整備、モニタリングを効果的に組み合わせて実施する。

(エ) 被害防除の取り組みを基本

被害の発生や加害レベルの上昇は、群れに対する地域の防除圧が相対的に低下することにより、人馴れや農地等への定着が進むことがその大きな要因であると考えられる。

適切な被害防除対策は地域個体群の維持だけでなく、被害の発生や加害レベルの上昇の抑制に資するものであることから、対策は被害防除の取り組みを基本とし、個体数調整をする場合は、群れの状況等に十分注意をしながら実施する。

「個体群管理を実践するための概念図」 略

ウ 計画的な管理の実施

ア、イの考え方を踏まえ、各群れごとに、その特性に応じ、どのような状態にしていくのか、中長期的な目標を定める。

(P35 参考資料12：群れ別 中長期的な目標設定例)

また、中長期的な目標を踏まえ、各群れに対して、この計画の期間内において、どのような対策を行うか計画し、また、計画実施中に、年度ごとの対策実施状況について把握を行い、必要に応じて次年度以降の対策実施に反映するフィードバック管理（PDCA サイクル）を行う。

ポイント：①群れごとの現況把握（加害レベル把握）②群れごとの中長期的な目標の設定③被害防除の取り組みを基本とした対策の実施④フィードバックの管理

図13 計画的管理のイメージ 略

「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編・平成27年度）概要版」より引用

エ 外来種の交雑防止

本来、日本に生息していない外来種のMacaca属は、ニホンザルと交雑して遺伝的攪乱を引き起こすおそれがあるため、Macaca属であるタイワンザル等が確認された場合には、速やかな当該個体の捕獲により、交雑の防止を図る。

6 第二種特定鳥獣の被害防除に関する事項

(1) 生息状況調査

電波発信器を用いた生息状況調査を実施し、行動圏や停滞場所等を解明し、それを基に被害発生の原因を解析する。解析結果を基に、被害防除対策を効果的に実施する。

(2) 追い払い

サルが農地や人家周辺へ出没した時、花火、爆竹、銃器等を使用して追い払う。  
住民が個別若しくは組織的な追い払いを継続的に実施することで、人に対する恐怖心をサルに植え付ける。また、追い払いに当たっては、事前に農地、人家のない場所を調査し、追い払う場所を定めて実施する。  
さらに、サルの子孫に電波発信器を装着し、群れの位置を把握することで追い払いをより効果的に実施する。

(3) 柵の設置等による被害防除の強化

ア 電気柵の設置

市町村、農業団体等は、地域の実情に合わせ電気柵を設置し、サルとの棲み分けを図る。なお、県は設置に際し技術的、財政的な支援を行う。  
電気柵の効果を継続させるためには、定期的な下草の除去等適切な維持管理が必要であり、市町村において住民、農業者等による電気柵の維持管理組織の設置等を促進する。

イ 「獣堀くん」の設置

農業者等は、サルへの侵入を防ぐため、獣堀くん（県総合農業技術センターで開発した多獣種対応型進入防止柵）を設置し農地を保護する。

(4) 集落環境管理

ポイント：①群れ別の現況把握（加害レベル把握）②群れ別 中長期的な目標の設定③被害防除の取り組みを基本とした対策の実施④フィードバックの管理

計画的管理のイメージ 略

6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

目標に向けた管理を実施するにあたり、各群れによる被害実態・生息環境に応じ、対策の柱である「個体数調整」「被害防除対策」「生息環境整備」の3つの施策を効果的に組み合わせる。また、その前提として、生息状況調査を行うものとする。

(1) 個体数調整

ア 有害捕獲

人身被害が発生又は発生するおそれがある場合には、群れの加害レベルによらず加害個体を特定して捕獲する。  
また、群れから離れたハナレザルについては、農作物被害・生活被害を繰り返し起こし、かつ、追い払いを実施しても被害が防止できない場合に捕獲する。

イ 管理捕獲

長期的な観点から地域個体群の健全な維持を図る視点に立ち、群れごとの目標に向け、被害防除の取り組みを基本としつつ、適切な捕獲を行うものとし、生活環境整備と併せて実施する。  
また、管理捕獲を行う場合であっても、群れのバランスのとれた年齢構成に配慮し、必要最低限の捕獲を抑えるとともに、個体数と被害状況の変化をモニタリングによる効果検証を行いながら実施すること。

ウ 捕獲方法

捕獲方法は、檻又は銃器とする。

ア 誘引要因の除去

農地及び人家周辺等の生活圏をサルに餌場と認識させないよう、次の事項に留意し、サルの誘引要因の除去を実施する。

(ア) 農地周辺

山林と農地の間の雑木、藪、雑草等は、サルの隠れ場所となり農地への出没を容易にしまうため、刈り払いを行い、サルが近付きにくい環境をつくる。

また、農地の野菜や果実の取り残し、放棄果樹、廃棄果実の放置は実質的に餌やりと同じ効果をもたらし、サルを誘引、定着させる要因となるため、全て収穫するか廃果を埋める等適正な処分を行う。

(イ) 人家周辺

サルの好み生ゴミや果実等は、サルを誘引、定着させる要因となるため、屋外に生ゴミを置かないことや、庭先の果実の収穫等を徹底する。

イ 緩衝帯の設置

サルは臆病で人を恐れる動物であり、隠れる場所がなく見通しの良い農地へ侵入する時には相当警戒することから、農地に接する山林等の間に緩衝帯を設置することでサルが農地に侵入しにくくなる環境を作る。

ウ 荒廃農地等対策の実施

農地の耕作状況、被害状況、誘引要因の管理状況等現地調査に基づく、荒廃農地対策、放棄果樹対策等を実施する。

エ 地域ぐるみの対策

地域における総合的な被害防除の取り組みとして県、市町村等から支援を受けながら、地域ぐるみで次の取り組みを行う。

(ア) 学習会の開催

サルの生態、被害防止対策に関する知識や技術等の習得や地域リーダーの育成を図る。

(イ) 合意形成

自治会等において被害状況や被害防止対策に関する共通認識を持ち、取り組み方針等の合意形成を図る。

7 第二種特定鳥獣の生息環境に関する事項

生息環境の整備には、サルを集落に近づかせないようにする集落環境の整備と、奥山等でサルの個体群の存続を将来的に保障していくための環境の整備の2点がある。

前者については6（4）集落環境管理によることとする。後者については、サルの生息環境である森林の手入不足やニホンジカの採食圧等により荒廃が進んでいることから、ニホンジカの個体数調整との連携を図る。また、農地及び人家から離れた場所を中心に、現存する広葉樹林の保全・整備、針葉樹林の針広混交林への誘導等、多様な自然

7 第二種特定鳥獣の生息環境に関する事項

(1) 被害防除対策

ア 誘引要因の除去

農地及び人家周辺などの生活圏をサルに餌場と認識させないよう、次の事項に留意し、サルの誘引要因の除去を実施する。

(ア) 農地周辺

山林と農地の間の雑木、藪、雑草等は、サルの隠れ場所となり農地への出没を

植生の維持・回復に資する森林の保全・整備を推進する。

容易にしてしまうため、刈り払いを行い、サルが近づきにくい環境をつくる。

また、農地の野菜や果実の取り残し、放棄果樹、廃棄果実の放置は実質的に餌やりと同じ効果をもたらし、サルを誘引、定着させる要因となるため、全て収穫するか廃果を埋めるなど適正な処分を行う。

(イ) 人家周辺

サルの好む生ゴミや果実等は、サルを誘引、定着させる要因となるため、屋外に生ゴミを置かないことや、庭先の果実の収穫等を徹底する。

イ 追い払い

追い払いとは、サルが農地や人家周辺へ出没した時、花火、爆竹、銃器、モンキードック等を使用して追い出す方法であり、このような時に住民が中心となって追い払いを行わないと、サルの人への恐怖心が希薄となり、人馴れが進行するとともに被害が拡大する。

住民が個別若しくは組織的な追い払いを継続的に実施することで、人に対する恐怖心をサルに植え付けさせることが重要である。また、追い払いに当たっては、事前に農地、人家のない場所を調査し、追い払う場所を定めて実施する必要がある。

さらに、サルの群れに電波発信機を装着することで群れの位置を把握する方法により追い払いをより効果的に実施することができるため、積極的に取り入れる。

ウ 緩衝帯の設置

サルは基本的には臆病で人を恐れる動物であり、隠れ場所がなく見通しの良い農地へ侵入する時には相当警戒することから、農地に接する山林などの間に緩衝帯を設置し、農地と山林の遮断によりサルが農地に侵入しにくくなる環境を作る。

エ 耕作放棄地等対策の実施

農地の耕作状況、被害状況、誘引要因の管理状況など現地調査に基づく、耕作放棄地対策、放棄果樹対策等を実施する。

オ 柵の設置等による被害防除の強化

(ア) 電気柵の設置

市町村、JA等は、地域、作物等地域の実情に合わせ必要に応じて大規模な農地を囲い、物理的にサルの侵入を防ぐ電気柵の設置や、農地と森林の境界部に広域電気柵を設置し、棲み分けを図る。なお、県は設置に際し技術的、財政的な支援を行う。

電気柵の効果を継続させるためには、定期的な下草の除去等適切な維持管理が必要であり、市町村において住民、農業者等による電気柵の維持管理組織の設置等を促進する。

(イ) 獣堀くんの設置

農業者等は、必要に応じて農地を囲い物理的にサルの侵入を防ぐため、獣堀く



8 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

(1) 個体数調整

ア 有害捕獲

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を及ぼしているか又はそのおそれがあり、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行う。

イ 管理捕獲

人と鳥獣との共存を目指した科学的・計画的な第二種特定鳥獣管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲で行う。

ウ 捕獲方法

捕獲方法は、檻、囲いわな又は銃器とする。

大型囲いわなを使用すると、加害群の行動圏の縮小や隣接する加害群の行動圏の変化を誘発するおそれがあるため、大型囲いわなを使用する際は、可能な限り事前に行動圏の把握等の生息状況調査を行い、捕獲を実施した後は、個体数や加害レベル等をモニタリングし、捕獲目標の達成状況や効果を検証する。

エ 捕獲個体の取扱い

捕獲した個体は、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年7月総理府告示第40号）に準じ、麻酔薬等の投薬や銃器による止め刺し等、できる限り苦痛を与えない方法により早急に殺処分し、実験動物としての利用はしない。

(2) 捕獲の担い手確保・育成

新たな担い手の確保・育成を図るため、新規狩猟免許、銃所持許可取得者への経費助成等による新規狩猟者確保対策、管理捕獲従事者等育成研修会の実施等による捕獲従事者養成対策に取り組む。

9 モニタリング等の調査研究

県は、市町村等の連携、協力を得ながら、管理に必要な事項について毎年度、モニタリングを実施する。モニタリングについては、サルが生息状況、被害状況等を総合的に把握し、事業の効果検証、計画や事業の見直しの検討に活用する。

(1) 生息状況

生息分布、群れ数、個体数、行動域、加害レベル等の調査を実施し、生息状況を把握する。

(2) 被害状況



農作物等の被害額及び被害面積等の調査を実施し、被害状況を把握する。

(3) 捕獲状況

捕獲日、捕獲位置、捕獲数及び捕獲方法等の捕獲状況を把握する。

10 その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項

(1) 計画の実施体制

計画の策定、計画の実行、評価検証・見直しの各段階において、県、市町村、農業者、地域住民、農林業団体、狩猟者団体、自然保護団体等が連携して実施することとする。

ア 計画の策定

(ア) 県の役割

県は、計画を策定するにあたり、サルの現況について市町村等から情報収集を行いこととする。、各市町村の被害防止計画との整合性に留意しながら、行政の研究機関、大学等の研究者、民間の調査機関等の専門家や、行政機関、利害関係者等で構成される「山梨県ニホンザル保護管理会議」を設置し、その計画について検討・評価のうえ、計画を策定する。

(イ) 市町村の役割

市町村は、本計画と整合性のとれた「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律」に基づく被害防止計画を策定し、計画策定に必要な情報を県に提供する。また、市町村においては、群れごとに次の管理目標を設定する。

a 中長期的な目標

各市町村において把握している群れごとに、5（5）目標を達成するための施策の基本的な考え方に基づき、最終的にどのような状態とするのか目標を設定する。

b 短期的な目標

中長期的な目標を踏まえて、群れごとに本計画期間中にどのような対策を行うのか目標を設定する。

イ 計画の実行

県、市町村、農業者、地域住民、農林業団体、狩猟者団体等多様な実施主体が、それぞれの役割に応じ、事業を実施することとする。

(ア) 県の役割

a 年間実施計画の策定

県は、計画を円滑に推進するため、毎年度市町村が策定する実施計画及び被害地図をとりまとめ、山梨県ニホンザル保護管理会議での検討を経て、県全体の年間実施計画（「第二種特定鳥獣（ニホンザル）管理計画年間実施計画」（以下「年間実施計画」という。）を策定する。

b 市町村への支援

8 その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項

(1) 計画の実施体制

計画の策定、計画の実行、評価検証・見直しの各段階において、県、市町村、農業者、地域住民、農林業団体、狩猟者団体、自然保護団体等が連携して実施することとする。

ア 計画の策定

(ア) 県の役割

県は、計画を立案するにあたり、サルの現況について市町村等から情報収集を行い把握し、各市町村の被害防止計画との整合性に留意しながら、行政の研究機関、大学等の研究者、民間の調査機関などの専門家や、行政機関、利害関係者等で構成される「ニホンザル保護管理検討会」を設置し、その計画について検討・評価のうえ、策定するものとする。

(イ) 各市町村の役割

各市町村は、この計画と整合性のとれた「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律」に基づく被害防止計画を策定し、計画策定に必要な情報を県に提供する。特に次の点を設定すること。

(a) 群れ別の管理目標の設定

・中長期的な目標

各市町村において把握しているサル群れにおいて、5（4）の基本的な考え方に基づき、各群れを最終的にどのような状態とするのか目標を設定する。

・短期的な対策

中長期的な目標を踏まえて、各群れに対し、当該計画期間中にどのような対策を行うか実施予定を設定する。

イ 計画の実行

県、市町村、農業者、地域住民、農業団体、狩猟者団体等多様な実施主体が、それぞれの役割に応じ、事業を実施するものとする。

(ア) 県の役割

(a) 年間実施計画の策定

県は、計画を円滑に推進するため、毎年度市町村が策定した事業実施計画案及び被害状況地図案をとりまとめ、山梨県ニホンザル保護管理検討会での検討を経て、県全体の年間実施計画（「第二種特定鳥獣（ニホンザル）管理計画年間実施計画」（以下「年間実施計画」という。）を作成する。

(b) 市町村への支援

県は、市町村が策定する実施計画等への支援・助言を行うとともに、年間実施計画に基づき市町村等が実施する被害防除等の事業に対して助成を行う。また、地域野生鳥獣被害対策連絡会議において、広域的な個体数調整等の対策や体制整備等について検討を進める\_\_\_\_\_。

\_\_\_\_\_ 個体群管理の必要に応じて市町村が行う生息状況調査について、必要と認める場合は県が \_\_\_\_\_ 調査を行う。

**c** その他

管理事業を効果的に進めるため、各林務環境事務所に設置した地域野生鳥獣被害防止対策連絡会議を通じて広域的な連携・調整を図る。

市町村、農業者、地域住民等が実施する被害対策に必要な支援・助言を行う専門職員を配置し、市町村や農業者団体の職員等に向けた最新の知見及び対策手法に関する情報提供や技術指導、新たな対策手法の検討等を行うとともに、野生鳥獣所管行政と被害対策所管行政が連携して地域ぐるみの取り組みを支援する。

また、地域による対策が非常に困難な場合は、県は市町村と連携して地域の実態を踏まえて対策を強化する。

(イ) 市町村の役割

市町村は、被害防止計画に基づき、 \_\_\_\_\_ 実施計画及び被害地図を作成し、県に提出し、山梨県ニホンザル保護管理会議での検討を経て策定された年間実施計画に基づいて「個体数調整」「被害防除対策」「生息環境整備」を組み合わせた管理事業を推進する。

また、県と連携してサルの出没や地域の被害状況、対策状況を把握し、県に報告するとともに、把握した情報を地域における追い払い、個体数調整及び被害防除対策等に活用する。

さらに、被害防除対策の実施は、地域ぐるみの対策が必要不可欠であるため、県と協力しながら、住民や農業者に対して効果的な対策に関する情報提供や技術指導を行う。

(P 44 参考資料 10 : 年間実施計画の手順)

ウ 評価・検証、見直し

県は、イ(ア)に基づき \_\_\_\_\_ 作成する年間実施計画について、市町村、農林業団体、狩猟者団体等のほか、県研究機関等の協力を得て山梨県ニホンザル保護管理会議で評価・検討を行う。

年間実施計画の検討結果について、 \_\_\_\_\_ 市町村にフィードバックし、市町村が策定する \_\_\_\_\_ 計画等に活用する。

また、年間実施計画の検討結果は、次期山梨県第二種特定鳥獣(ニホンザル)管理計画に反映する \_\_\_\_\_。

図14 フィードバックの仕組み 略

県は、市町村が策定する実施計画等への支援・助言を行うとともに、 \_\_\_\_\_ 実施計画に基づき市町村等が実施する被害防除等の事業に対して助成を行うとともに、地域野生鳥獣被害対策連絡会議において、広域的な個体数調整等の対策や体制整備等について検討を進めるものとする。

また、個体群管理の必要に応じて市町村が行う生息状況調査について、必要と認める場合は県において調査を行う。

(c) その他

管理事業を効果的に進めるため、各林務環境事務所に設置した地域野生鳥獣被害防止対策連絡会議を通じて広域的な連携・調整を図る。

市町村、農業者団体、地域住民等が実施する被害対策に必要な支援・助言を行う専門職員を配置し、市町村や農業者団体の職員等に向けた最新の知見及び対策手法に関する情報提供や技術指導、新たな対策手法の検討等を行うとともに、引き続き環境と農政が連携して地域ぐるみの取組を支援する。

また、地域による対策が非常に困難な場合は、県は市町村と連携して地域の実態を踏まえて対策を強化する。

(イ) 市町村の役割

市町村は、被害防止計画に基づき、毎年度、「個体数調整」「被害防除対策」「生息環境管理」を組み合わせて、地域に適合した事業実施計画及び事業実施計画地図を作成し、県に提出し、 \_\_\_\_\_ ニホンザル保護管理検討会での協議を経て策定された年間実施計画に基づいて \_\_\_\_\_ 管理事業を推進する。

また、県と連携してサルの出没や地域の被害状況、対策状況を把握し、県に報告するとともに、把握した情報を地域における追い上げ・個体数調整、被害防除対策等に活用する。

さらに、被害防除対策の実施は、地域ぐるみの対策が必要不可欠であるため、必要に応じて県と協力しながら、住民や農業者に対して効果的な対策に関する情報提供や技術指導を行う。

(P 37 参考資料 14 : 年間実施計画の手順)

ウ 評価・検証、見直し

県は、イ(ア)に基づき 毎年度作成する年間実施計画について、市町村、農林業団体、狩猟者団体等のほか、県研究機関等の協力を得て \_\_\_\_\_ ニホンザル保護管理検討会で評価・検討を行う。

その結果 \_\_\_\_\_ について、各市町村にフィードバックし、市町村が策定する今後の計画等に活用する。

また、年間実施計画の検討結果は、次期 \_\_\_\_\_ 計画に反映するものとする。

(2) 普及啓発・広報活動

管理事業の実施に当たっては、\_\_\_\_\_幅広い関係者の理解と協力が不可欠であることから、県は管理事業の実施状況や調査結果に基づく、サルの生息状況、被害状況、捕獲状況等について、ホームページ等により公表する。

市町村は、サルの生息状況等地域の实情に応じた講習会の開催やパンフレットの活用等により、住民等に対しサルに関する基本的知識の周知及び住民自らが取り組める対策の普及啓発に努める。

(3) 関係都県との連携

県内のサルの生息域は、東京都、神奈川県、長野県にまたがることから、\_\_\_\_\_関係都県と、生息状況、被害状況、捕獲状況及び被害防除対策の実施状況について情報交換を行うとともに、管理事業の効果的な実施に向けて連携を図る。

11 群れごとの目標・対策

10 (1) ア (イ) に基づき、市町村が群れごとの中長期的な目標の設定を行った。また、群れごとの中長期的な目標を踏まえて、本計画期間中に行う短期的な目標を設定した。

群れごとの目標と、それを踏まえた短期的な目標を基に、年度ごとに対策を実施し、\_\_\_\_\_その実施状況について把握を行い、次年度以降の対策実施に反映させる。

(P47 参考資料11：群れごとの中長期的な目標)

(P51 参考資料12：群れごとの短期的な目標)

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(2) 普及啓発・広報活動

管理事業の実施に当たっては、住民はもとより幅広い関係者の理解と協力が不可欠であることから、県は管理事業の実施状況や調査結果に基づく、サルの生息状況、被害状況、捕獲状況等について、ホームページ等により公表する。

市町村はサルの生息状況など地域の实情に応じた講習会の開催やパンフレットの活用等により、住民等に対しサルに関する基本的知識の啓発、住民自らが取り組める対策の普及啓発に努める。

(3) 関係都県との連携

県内のサルの生息域は、東京都、神奈川県、長野県にまたがることから、これら関係都県と、生息状況、被害状況\_\_\_\_\_及び被害防除対策の実施状況について情報交換を行うとともに、管理事業の効果的な実施に向けて連携する。

9 群れ別の目標・対策

8 (1) ア (イ) に基づき、各市町村が群れ別の\_\_\_\_\_の中長期的\_\_\_\_\_目標の設定を行った。また、その\_\_\_\_\_目標を踏まえて、今計画期間中に行う短期的な対策予定を設定した。

この群れ別の目標と、それを踏まえた短期的な対策予定を基に、各年度ごとに対策を実施し、また、その実施状況について把握を行い、次年度以降の対策実施に反映させるものとする。

(1) 中長期的な目標

- 各市町村において設定した群れごとの中長期的な目標は別紙のとおり。
- ・加害状況を把握している群のうち、ほとんどが目標設定しており、特に加害レベルが3以上の群においては、半数以上が加害群の半減を目標としている。
- ・反面、各市町村内の群れについて一律の目標としている場合など、必ずしも、各群れごとの特性に対応した管理を行っているわけではないと思われる場合もある。
- ・今回、群れごとに管理目標を設定したことにより、まずは市町村において加害レベル等各群れごとの特性に応じた管理を行う意識づけにつながった。これを契機に、群れごとの管理を徹底していく。

(P39 参考資料16：群れ別 中長期目標設定)

(2) 短期的な対策

中長期的な目標を踏まえて、各市町村が各群れに対し、今計画中にどのような対策を行うか対策実施予定を設定した。

- ・被害防止対策、個体数調整、生息環境整備及び発信器装着の対策について、各市町村の地域实情に応じた対策を設定している。
- ・反面、各市町村が既に実施している対策を追認した対策であり、必ずしも、中長期的な目標に対して必要な対策となっていないと思われる場合もある。
- ・今後、目標達成に向け、必要とされる対策を実施できるよう、計画的に実施体制を整えていくよう図っていくものとする。

(P41 参考資料17：群れ別 短期的対策予定)

参考資料 略

参考資料 略